

那珂川町休業協力金申請の手引き

I 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、栃木県緊急事態措置（令和2年4月17日公表）における休業要請にご協力された事業者に対し、那珂川町休業協力金（以下「町協力金」といいます。）を支給します。

II 支給対象者

栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（以下「県協力金」といいます。）の対象となる職種の事業者で、次に挙げる要件の全てに該当する事業者を対象とします。

- ◇ 営業に必要な許可等を取得のうえ、令和2年4月17日以前から那珂川町内で開業し、かつ営業の実態がある事業者
- ◇ 町税や水道使用料などの使用料の滞納がない事業者
- ◇ 反社会的団体などに関わりがなく、今後も関わらない事業者

III 支給要件・支給額

町協力金の支給要件と支給額は、次のとおりです。

1. 栃木県の休業要請に応じて、令和2年4月21日から5月6日まで継続して休業した事業者（県協力金に該当する事業者）
⇒ **10万円** を支給（県協力金に上乗せ）します。
※ ホテル又は旅館は、令和2年4月28日から5月6日まで継続して休業した場合
2. 令和2年4月22日以降5月2日までの間に休業を開始し、5月6日まで継続して休業した事業者（県協力金に該当しない事業者）
⇒ **5万円** を支給（町独自）します。
※ ホテル又は旅館は、令和2年4月29日以降5月2日までの間に休業を開始し、5月6日まで継続して休業した場合

IV 申請手続き

○ 申請の方法は、次のいずれかの方法とします。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、役場窓口での申請は極力お控えください。ご協力をお願いいたします。

（1）インターネット（メール）による申請

必要書類のデータ（スキャンデータを含む）や写真画像を添付して、次のアドレスあて送信してください。

アドレス：shoukou@town.tochigi-nakagawa.lg.jp

※ 添付ファイルのデータ容量などの理由で、メールを送信できない場合は、役場担当課にご相談ください。

※ 町は、申請メールを受信した場合は、受信確認のメールを返信します。メール送信から3日経過しても返信がない場合は、お手数ですが役場担当課へお問い合わせください。

(2) F A Xによる申請

必要書類を次のF A X番号あて送信してください。送信票は不要です。

F A X番号：0287-92-3699

※ お手数ですが、F A X送信後は、確認のため役場担当課までご連絡ください。送信が土日・祝日（役場がお休みの日）の場合は、直近の平日（役場が開いている日）にご連絡ください。

(3) 郵送による申請

必要書類を次の役場担当課あてに郵送してください。

住所：〒324-0692 栃木県那須郡那珂川町馬頭555

那珂川町役場 産業振興課 商工観光係あて

※ 恐れ入りますが、郵送に係る費用は申請者でご負担ください。

○ 申請受付期間は、令和2年5月11日（月）から令和2年7月31日（金）までとします。

○ 申請に必要な書類は、次のとおりです。

ただし、(2)と(4)については、県協力金の支給決定に関する通知の写しをもって、これに代えることができます。

(1) 那珂川町休業協力金申請書兼請求書 (※)

(2) 営業に必要な許可等を取得していることがわかる書類の写し
例：飲食店営業許可、酒類販売業免許、旅館業営業許可など

(3) 本人確認書類の写し

例：運転免許証、マイナンバーカード、保険証など

(4) 対象期間中に休業していたことがわかる書類

例：休業を告知するHPの画面コピー、店頭表示の写真など

(5) 誓約書 (※)

(6) 支払金口座振替依頼書 (※)

○ 必要書類のうち、(※)が付いた書類の様式や記入例は、次の方法で入手することができます。いずれの方法でも対応が困難な場合は、役場担当課にご相談ください。

- (1) 町ホームページ（次の URL）からのダウンロード
⇒ <http://www.town.tochigi-nakagawa.lg.jp/life/kurashi/2020-0430-1031-51.html>
- (2) 次の町施設における配布
 - ・ 役場本庁舎（産業振興課商工観光係）
 - ・ 小川出張所（小川総合福祉センター内）

V 支給の決定、支給の方法

申請書類を受付した後、町で内容を審査して、適正と認められるときは協力金を支給します。支給もしくは不支給の決定については、申請者あてに通知を発送いたします。

町協力金は、各申請者への口座振込で支給いたします。支給の時期は、支給もしくは不支給の決定後1ヵ月以内を目安としてください。

VI その他

- ・ 支給決定後に、要件に該当しない事実や虚偽、不正などが発覚した場合、町は決定を取り消し、申請者は協力金全額を町に返還するものとします。
- ・ 協力金の返還にあたっては、町税等に準じた加算金（協力金受領の日から納付の日までの期間に応じて年利7.3～14.6%の割合で計算した金額）を併せて町に支払うものとします。
- ・ 10万円の上乗せ支給を申請される方で、申請時に県協力金の支給決定に関する通知を提出しなかった場合は、当該通知が届き次第、その写しをご提出ください。
- ・ 県協力金や町協力金は、課税対象となります。

VII お問い合わせ先

町協力金について、ご不明な点は、次の担当課までお問い合わせください。

那珂川町 産業振興課 商工観光係

電話：0287-92-1116（直通）

受付日時：平日（役場が開いている日）の

午前8時30分から午後5時15分まで